

⑤ 欠損金又は災害損失金の損金算入等に関する明細書

別表七(一)

令二・四・一以後終了事業年度分

事業年度		区 分	控除未済欠損金額	当期控除額	翌期繰越額
事業年度		区 分	3	4	5
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失			
計					
当	欠	損	金	額	欠損金の繰戻し額
期	上	の	う	ち	
分	同	上	の	う	ち
	災	害	損	失	金
	青	色	欠	損	金
	合	計			
災害により生じた損失の額の計算					
災	【No.29】 2欄の金額は、欠損金控除前の所得金額の50/100相当額となっていますか。ただし、次に掲げる事業年度を除きます。				
災	① 当事業年度終了の時点における外国法人の資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で一又は完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されていない場合の事業年度（法第57条第11項第1号該当、法第142条第2項、法第142条の10）				
当	② 更生手続開始の決定の日からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）（法第57条第11項第2号該当、法第142条第2項、法第142条の10）				
災	③ 設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）（法第57条第11項第3号該当、法第142条第2項、法第142条の10）				
保	【No.29】 別表一の三において、恒久的施設帰属所得とその他の国内源泉所得を区分して所得金額から欠損金を控除していますか。				
差	引				
同	上	の	う	ち	所
繰	戻	し	の	対	象
の	対	象	と	な	る
災	害	損	失	欠	損
金	額	13			
中	間	申	告	に	お
け	る	災	害	損	失
欠	損	金	の	繰	戻
し	額	14			
繰	戻	し	の	対	象
と	な	る	災	害	損
失	欠	損	金	金	額
(6の③)と(13の③)-(14の③)の	う	ち	少	な	い
金	額	15			
繰	越	控	除	の	対
の	対	象	と	な	る
損	失	の	額	16	
(6の③)と(12の③)-(14の③)の	う	ち	少	な	い
金	額				

【No.2】 当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.3】 前事業年度からの繰越額は、前事業年度の申告書の金額と一致していますか。

【No.29】 2欄の金額は、欠損金控除前の所得金額の50/100相当額となっていますか。ただし、次に掲げる事業年度を除きます。

- 当事業年度終了の時点における外国法人の資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下で一又は完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されていない場合の事業年度（法第57条第11項第1号該当、法第142条第2項、法第142条の10）
- 更生手続開始の決定の日からその更生計画認可の決定の日等以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）（法第57条第11項第2号該当、法第142条第2項、法第142条の10）
- 設立の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（株式が上場された等の事由が生じた日以後に終了する事業年度を除きます。）（法第57条第11項第3号該当、法第142条第2項、法第142条の10）

【No.29】 別表一の三において、恒久的施設帰属所得とその他の国内源泉所得を区分して所得金額から欠損金を控除していますか。